

令和8年度 新年度予算を原案可決

定例会3月会議は3月10日に開会、町長・教育長から、令和8年度の執行方針が示された後、議案28件、報告1件、同意2件、発委2件を審議し、いずれも原案通り可決、12日に休会しました。参加者は11名でした。(内、夜間議会10名)

※予算審査の内容は予算審査特別委員会のページに掲載しています。

町議会定例会
3月会議

詳しい資料はこちら



条例の改正

ふるさと暮らし応援条例の
一部改正

人件費、燃料費などの物価高騰の影響による住宅建設費上昇に対する負担軽減を図るため。

非常勤特別職の報酬・費用
弁償条例の一部改正

地域農政総合対策推進協議会条例・林業振興協議会条例を廃止したため。

特別職員給与条例の一部
改正

特別職の給与を改定するため。

区分	変更前	変更後
町長	72万円	80万円
副町長	60万円	65万円
教育長	56万円	60万円

職員給与条例の一部改正

人事院勧告により通勤手当の距離区分が新たに設定されたため。

国民健康保険条例の一部改正

北海道より令和12年度の全道統一保険料の導入を見据えた改正により、令和8年度の標準保険料が示されたため。

墓地設置・管理条例の一部改正

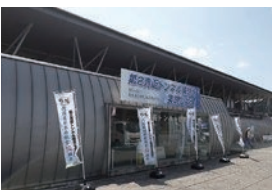
専称寺解体により墓地の寄付があり、町有墓地に追加が生じたため。

・横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部改正
・青函トンネル記念館条例の一部改正

個人・団体の入館料を増額(100円)するため。



横綱記念館



トンネル記念館

条例の廃止

・地域農政総合対策推進協議会条例
・林業振興協議会条例

当初の目的に対する役割を終えたため。

計画変更

第6次福島町総合計画の変更

事業の追加や変更により、計画の一部を変更(新規4件、変更42件)。

単位：千円

区分	金額
変更前	5,675,600
変更	▲245,500
変更後	5,430,100

過疎地域持続的発展市町村計画の変更

現行計画が令和7年度をもって終了するため、計画期間および取り組み内容の時点修正などを行った。

【新たな計画期間】
令和8年度～令和12年度

単位：千円

会計名	補正額	補正後
一般会計 (第12号)	▲ 183,791	5,002,003
国民健康保険特別会計 (第4号)	▲ 48,989	640,943
介護保険特別会計 (第4号)	▲ 11,608	538,193
後期高齢者医療特別会計 (第3号)	▲ 566	86,840
国民健康保険診療所特別会計 (第3号)	▲ 11,000	116,842
水道事業会計－収益的支出－ (第1号)	▲ 2,267	106,612
水道事業会計－資本的支出－ (第1号)	▲ 17,322	80,714
浄化槽事業会計－収益的支出－ (第3号)	4,276	46,079
浄化槽事業会計－資本的支出－ (第3号)	▲ 10,680	24,947

不用となった予算の減額等を行い、次の通り補正。

補正予算

指定管理

道の駅「横綱の里ふくしま」の施設の指定管理者の指定

者を指定した。

「指定管理者として指定するもの」

福島町字福島820番地
一般社団法人

福島町まちづくり工房
代表理事 平野 松寿

「指定の期間」

令和8年4月1日～
令和13年3月31日まで

同意

監査委員の選任

・高田 重美氏

固定資産評価審査委員会委員の選任

・飯田 富雄氏

報告

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

国、北海道の計画改定を踏まえ、感染症危機対応について改定を行った。

議会からの提出議案

議会基本条例諮問会議条例の一部改正

議会モニターに関連した業務を明確にし、わかりやすい条文にするため。



夜間議会では、高校生も含め多くの町民が議論に注目。

議会議員歳費・費用弁償条例の一部改正

町長の給与改定に伴い、これを基準として算定している議員報酬も増額となるため。

単位：円

	現行		改正後	増減
	計算式	歳費月額		
議長	議員の歳費×1.49	321,000	357,000	36,000
副議長	議員の歳費×1.19	257,000	285,000	28,000
常任委員長	議員の歳費×1.08	233,000	259,000	26,000
議会運営委員長	議員の歳費×1.08	233,000	259,000	26,000
議員	町長の給与月額×0.3	216,000	240,000	24,000

*町長の給与月額：変更前72万円→変更後80万円